



呉市立小・中学校

平成28年11月発行

# 共同事務センターだより

第7号

担当：安浦共同事務センター

朝夕と日中の気温差が大きい時期です。体調に気を付けて2学期を乗り切りましょう。

今回は年末調整についてお知らせします。年末調整とは、その年に納めるべき所得税額を正しく計算し、徴収又は還付する手続きです。また同時に次年の税徴収の基となる申告も行います。



## 主な改正点

- ・通勤手当（公共交通機関・有料道路利用者）の非課税限度額が、月額15万円に引き上げられました。
- ・扶養控除等申告書の個人番号の記載について、平成29年から一定条件下で不要となります。

平成28年分 扶養控除等申告書（写） 内容を確認し、異動があれば記載・押印してください ※異動の有無にかかわらず返却してください

提出前にチェック	夫婦で同じ子を扶養親族として申告していませんか？ 重複して申告した場合、追徴課税されます。	扶養親族の所得額の上限は38万円です！ 給与収入103万円以下、年金収入158万円（65歳未満108万円）以下が該当します。
	平成28年中に前職がある職員はその期間の源泉徴収票が必要です！ 平成28年1～3月に非常勤講師をしていた等該当される方は、源泉徴収票の取り寄せをお願いします。	扶養親族が国外居住親族に該当していませんか？ 今年から申告書に必要事項を記入し、親族・送金関係書類の提出が必要となりました。

平成29年分 扶養控除等申告書 申告書の裏面と下記を参考に記入してください

**記入例**

平成29年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

提出済み個人番号の記載省略のチェックを記入 → (該当する場合は、〇を記入してください。)  
※ 今回控除のものを受給する支払者に提出済みの個人番号に付さないため、個人番号の記載を省略します。

住所欄に記入した住所の市町名を記入

フリガナを忘れずに！  
扶養親族等すべての氏名にも必要！

平成29年1月1日現在の住所を記入

平成29年の所得見積額を記入  
※給与収入のみの場合  
所得見積額 = 収入額 - 65万円

16歳以上（H14.1.1以前生）の扶養親族を記入  
※就職・年金受給等により所得が38万円を超える予定がないかを確認  
他の所得者が控除を受ける扶養親族は下に記入

70歳以上（S23.1.1以前生）で  
同居の場合・・・【同居老親等】を○で囲む  
別居の場合・・・【その他】を○で囲む

19歳～22歳（H7.1.2生～H11.1.1生）  
・・・【特定扶養親族欄】に○を記入

16歳未満（H14.1.2以後生）の扶養親族を記入



平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

フリガナを忘れずに！

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名

給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所

◆給与所得者の保険料控除申告書◆ ◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

保険会社等の名称 保険等の種類 保険等の契約者の氏名 保険金の受取人 新旧の区分 給与の支払者のフリガナ 配偶者のフリガナ

保険区分、新旧の区分、金額等を証明書で確認して記入 証明書の添付も忘れずに！

該当者は所得額38万円を超え76万円未満の配偶者(扶養控除と重複申告はできません)

※配偶者の収入額が確定していない場合は、えんぴつ書きし、確定後すぐに事務職員へ

自身や生計を一にしている親族の国民年金保険料、国民健康保険料等を支払った場合に記入

国民年金保険料の支払い先は「厚生労働省」証明書の添付も忘れずに！

【生命保険】契約者が職員以外でも、受取人が職員又は配偶者や親族となっており、職員が保険料を支払った場合は申告可能

【地震保険】一つの契約が、地震と旧長期どちらにも該当する場合は、いずれかを選択して申告

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

平成28年分 住宅借入金等特別控除申告書 対象者は下記の書類を提出してください

- 住宅借入金等特別控除申告書(税務署から受け取った用紙)
  - ※書式中に個人番号欄があっても記入は不要
- 借入金の年末残高等証明書(金融機関等が発行)
  - なお、借入金の借換えをしている場合は、借換え直前の残高がわかる書類も必要



# サービス「一問一答」

特別休暇15号  
家族の看護等に係る休暇



Q 「看護」は負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話をを行うこととされているが、次の場合も「看護」に該当するか。

- 手術や入院に伴う事前の精密検査及び事前説明への随行
- 手術の立ち会い
- 2、3日程度の入院に伴う世話

A 負傷又は疾病の治療・治療を目的として手術や入院が行われるのであれば、これらについても看護とみなして差し支えない。

なお、本号の休暇における「看護」とは、負傷又は疾病の治療・治療を目的としての短期的な看病や世話を対象としており、学校への送迎等の社会生活上の支援や、要介護認定を受けている家族の世話等は該当しない。